

支給対象者チェック表

※すべてにチェックが入る世帯が本支援金の支給対象となります。

<input type="checkbox"/>	①再貸付終了等要件
	<p>次のいずれかに該当するものであること</p> <p>(1)申請月の前月までに、総合支援資金の再貸付の最終借入月が到来していること 申請月が、総合支援資金の再貸付の最終借入月であること</p> <p>(2)総合支援資金の再貸付を申請したが、不決定となったこと</p> <p>(3)自立相談支援機関に相談を行ったものの支援決定を受けることができず、総合支援資金の再貸付を申請できなかったこと</p> <p>(4)緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付がいずれも受け終わった（上記（1）～（3）場合を除く）</p> <p>(5)緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付がいずれも受けており、借入最終月（緊急小口資金の場合、借入日が属する月）である（上記（1）～（3）の場合を除く）</p>
<input type="checkbox"/>	②生計維持要件
	申請月において、その属する世帯の生計を主として維持しているものであること
<input type="checkbox"/>	③収入要件
	<p>申請月の世帯収入が、基準額と住宅扶助基準に基づく額を合算した金額以下であること</p> <p>単身世帯：137,700円以下 四人世帯：283,800円以下</p> <p>二世帯：194,000円以下 五人世帯：324,800円以下</p> <p>三世帯：241,800円以下 六人世帯：372,000円以下</p>
<input type="checkbox"/>	④資産要件
	<p>申請時の世帯の金融資産の合計額が、基準額×6以下（最大で100万円以下）であること</p> <p>単身世帯：504,000円以下</p> <p>二世帯：780,000円以下</p> <p>三世帯以上：1,000,000円以下</p>
<input type="checkbox"/>	⑤求職活動等要件
	<p>次のいずれかに該当するものであること</p> <p>(1)生活保護を申請し、決定を待っている状態であること</p> <p>(2)公共職業安定所（ハローワーク）に求職の申し込みをすること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける ・月2回以上、公共職業安定所（ハローワーク）で職業相談を受ける ・原則週1回以上、求人先への応募を行うまたは求人先の面接を受ける
<input type="checkbox"/>	⑥その他
	職業訓練受講給付金を申請者及び世帯員が受給していないこと
	生活保護を受給していないこと
	偽りその他不正な手段により再貸付の申請を行っていないこと
	暴力団員ではないこと